



箱根町記者発表資料

中小企業等支援策の創設・拡充について

[創設] 資本性劣後ローン利子補給金（補正額 900千円）

1 目的

日本政策金融公庫、商工中金等が扱う資本性劣後ローンを受けた場合に、支払った利子の一部を補助します。

なお、予算議案は、7月12日の臨時会に提出します。

2 内容

[補助対象者]

日本政策金融公庫、商工中金等が扱う資本性劣後ローンを受けた中小企業・小規模事業者・個人事業主

[補助金額] 1回目から36回目までの支払利子の一部補助
(補助上限額 20,000円/月)

[想定補給件数] 5件

[創設] 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金（補正額 900千円）

1 目的

日本政策金融公庫が扱う小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けた小規模事業者に、支払った利子の一部を補助します。

なお、予算議案は、7月12日の臨時会に提出します。

2 内容

[補助対象者]

令和4年4月1日以降に日本政策金融公庫が扱う小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けた小規模事業者

* 国の新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度の適用を受けるものは対象としません。

[補助金額] 1回目から24回目までの支払利子の一部補助
(補助上限額 10,000円/月)

[想定補給件数] 10件

[拡充] 中小企業等感染症対策事業 利子補給（補正額 5,000千円）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者等が、令和4年3月31日までに同影響にかかる5,000千円超の公的融資を受けた場合、支払った利子の一部を補助しています。このたび、利子補給期間を、2年間から1年延長し、3年間とします。

なお、予算議案は、7月12日の臨時会に提出します。

[補助内容]

(拡充前) 1回目から24回目（2年間）の支払利子を町が全額補助します

(拡充後) 1回目から36回目（3年間）の支払利子を町が全額補助します

* 国の新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度の適用を受ける

ものは対象としません。

[創設] 原材料・仕入価格の高騰・急激な円安等の影響による融資制度の実施

原材料・仕入価格の高騰・急激な円安等の影響を受けた事業所への町独自の融資制度を実施します。

《融資制度の概要》

[資金使途]

運転資金、設備資金

[融資限度額] 3,000,000円

[融資期間] 3年以内（据置6か月以内）

[融資利率] 年利1.40% [固定]

[信用保証料]

町が全額補助します（100円未満切捨）

[利子補給補助]

1回目から12回目（1年間）の支払利子を町が全額補助します（100円未満切捨）

[取扱金融機関]

さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行

町長コメント

新型コロナウイルス感染症のまん延により箱根町の観光産業は大きな影響を受けてきました。町内の事業者がコロナ後に向けて財務体質の強化と適切な経営改善を図れるよう、2つの利子補給制度の創設と既存利子補給制度の拡充を図りました。

また、直近では、原材料・仕入価格の高騰や急激な円安の影響も出てきたことから、経営安定緊急融資に原材料等の仕入価格高騰や円安の影響を受けた事業者向けの融資メニューを追加しました。

国・県の施策に加え、町の支援策を利用することで事業所の皆さまが、この難局を乗り越り多くの方が訪れる町となるようスピード感を持ってしっかり事業者を支えています。

照会先

箱根町企画観光部観光課産業振興係 担当 金子・鈴木

電 話 0460-85-7410

E-mail kankou@town.hakone.kanagawa.jp

7月5日に記者発表しました内容について、資本性劣後ローン利子補給金の補助金額中、回数を「24回」としましたが、「36回」に訂正いたします。

なお、創設・拡充した支援策については、7月12日の臨時会議決後、準備が整い次第受付を開始いたします。